

共立社 灯油配達利用約款(案)

(目的・適用)

第 1 条 この約款は、生活協同組合 共立社(以下、「生協」といいます)の灯油配達の利用(代金等の支払を含む)に関するルールを定めます。

(サービス内容)

第 2 条 生協は、利用者(次条により利用登録を行った利用名義者)に対して、事前に利用者を確認をした利用方法に基づき、定期的または不定期で灯油を配達します。

2 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により灯油配達のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した灯油配達に関わる部分を除き、灯油配達の停止について、生協は責任を負わないものとします。

3 利用者の灯油代金の支払いに備える為、毎月一定額を積立てる「灯油積立」金の預かり。

4 灯油配達期間を次のように定めます。

① 夏灯油期間 4月21日～10月20日

② 冬灯油期間 10月21日～4月20日

(利用登録)

第 3 条 組合員は、生協の定めにしたがって利用登録を行うことで、前条に定める灯油配達のサービスを利用することができます。その際、原則として灯油配達の代金及び手数料その他(以下、「代金等」といいます)の引落としに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。なお、生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上のため、告知のうえ払込先を変更する場合があります。

2 未成年者が灯油配達の利用を希望する場合は、親権者(法定代理人)の同意を得て利用登録を行うことができ、以後の灯油配達についても、法律が禁止する場合を除き、親権者の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が灯油配達の利用を希望する場合は、ご家族のご意見をお聞きして、灯油配達のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には利用登録をお断りすることがあります。

① 支払い等、本利用約款に反する恐れがある場合

② 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合

③ 同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合

④ 利用状況により、生協が不適當であると判断した場合

4 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用登録を受け付けることにより、前条に定める灯油配達のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。

① 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な場合

② 被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、灯油配達の利用が必要な場合

5 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った者が責任をもって対応します。

- 6 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。
- 7 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

(灯油の注文)

第4条 灯油配達の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。

各方法による注文の締め切り時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

- ① 必要時都度の電話による注文
 - ② 配達曜日を指定した自動注文
 - ③ 生協に配達日をおまかせする自動注文
 - ④ 注文方法は、事前に生協へ連絡をすることで変更ができます。
- 2 灯油配達をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、前項②または③による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、利用登録がされた時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。
- ① 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - ② 前項②または③による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、利用登録がされた時をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します
- 3 利用者は、電話によって注文をキャンセルできます。
- 4 電話による注文、お問い合わせは生協コールセンターとします。

(利用制限)

第5条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした灯油の購入はできません。

- 2 受けた注文の数量・金額等が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
- 3 灯油配達を含む掛け売り(口座振替)の利用限度額は「利用規程」のとおりです。

(利用停止・登録解除)

第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

- ① 利用停止 ……灯油配達の利用登録を維持したまま、灯油配達を停止すること。
 - ② 登録解除 ……灯油配達の利用登録を抹消すること。
- 2 灯油配達の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からのお申し出にしたがって登録解除を行います。
- 3 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合があります。
- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした灯油配達の利用を行っていたことが判明した場合。

- ② 合理的な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合。
 - ③ 未成年や高齢者である利用者から、灯油配達に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、親権者(法定代理人)、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
 - ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落し停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座やお支払方法を変更いただけなかった場合
 - ⑤ 灯油配達の代金等の未払いにより第 15 条に該当した場合。
 - ⑥ 第 3 条第 3 項各号に該当する場合その他灯油配達の継続的利用に関して生協が適切でないと認めた場合。
- 4 前項のほか、1 か月の利用金額が第 5 条第 3 項で規定する利用限度額に達した場合も、灯油配達の注文を停止する場合があります。この場合は、次の月に入ったときにサービスを再開します。
- 5 第 3 条第 4 項第 1 号に基づいて利用登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したもものとして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。
- ① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - ② 所管行政庁が員外利用させる施設として不相当と認めた場合。
 - ③ 灯油配達やその他代金等の未払いにより第 15 条に該当した場合。
 - ④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは 不渡り処分を受けた場合。
 - ⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
 - ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。
 - ⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。
 - ⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
 - ⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
 - ⑩ 生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

(灯油配達の方法)

第 7 条 灯油配達は、次の事項を前提とし、配達方式は「電話注文配達」「定曜日の配達」「おまかせ配達」の 3 通りがあります。

- ① 配達時間のご指定はできません。
- ② アパート・マンション等の 2 階以上への配達はお受けできません。容器は 1 階まで降ろしてください。
- ③ ポリ容器でのご注文は、2 缶以上から承ります。
- ④ タンクローリーが進入できない場所、ホースが届かない場所等には、配達できない場合があります。
- ⑤ ポリ缶での配達を希望される場合、道路から見える場所に置いてください。
- ⑥ 配達には朝 8 時から始めます。配達開始までに容器の準備が必要です。
- ⑦ 配達日は、地域別に定められた曜日となります。なお、配達曜日は、生協の都合により変更する場合があります。
- ⑧ 配達方式の選択は、地域によってお受けできない場合もあります。ご案内用紙などで別に定めます。なお、配

達方式の選択は、生協の都合により変更する場合があります。

- 2 電話注文配達の場合は、ポリ容器・ドラム缶・ホームタンクへの給油となります。
- 3 配達曜日を指定した自動注文の場合は、ポリ容器への給油となります。
- 4 生協に配達日をおまかせする自動注文の場合は、ホームタンクへの給油となります。
- 5 配達は、災害、極度の悪天候、事故その他の事由によって大幅に遅くなる場合があります。

(灯油納品書およびご利用明細書(兼請求書))

第8条 生協は、灯油配達と併せて給油納品書をお届けします。請求書については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、共同購入を利用の組合員は共同購入商品等の配達時にお届けします。共同購入をご利用されていない組合員へは送付します。

- 2 前項の請求書には、ご利用者が灯油配達の外に共同購入の生協、COOP 共済、サービス事業ご利用等の掛け売りご利用分、その他増資、各種積立金についても請求額にまとめて発行いたします。

(灯油配達ができない場合)

第9条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの灯油配達ができない場合があります。

- 2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減よって対応する場合があります。これらの事情については、原則として共同購入納品書兼請求書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。
- 3 生協は原則として前項に定める返金の他に責任を負わないものとします。

(お届けした灯油に問題がある場合)

第10条 お届けした灯油が不良品である場合、注文と相違している場合には、回収によって対応します。

- 2 前項による対応について、生協は、灯油により利用者に直接発生した損害がある場合を除き、生協は責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第11条 前条に定める場合を除き、灯油については回収することができません。

- 2 前項による返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、回収を受け付ける場合があります。
- 3 前2項により回収した場合、原則として代金等の返金等を行いません。

(ご請求金額に対する疑義等)

第12条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

第13条 代金等の支払い方法は、前月21日から当月20日までの代金について、翌月5日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に、第2条により登録いただいた銀行等預金口座から口座振替となります。

- 2 前項の口座振替が、預金口座の残高不足により振替ができなかった場合、再請求として支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を生協から利用者宛てに送付します。送付された支払用紙を用いてコンビニエンス・ストア等で支払う事ができます。なお、再請求事務手数料は組合員のご負担となります。
- 3 前項のコンビニエンス・ストア等での支払用紙の他、共同購入支部窓口、または、各生協センター(店舗)受付カウンターにて、口座振替当月19日までに現金で支払う事ができます。なお、各センター(店舗)でのお支払い受付時間は午後6時までとなっています。
- 4 同項2項及び3項による支払いができなかった場合、翌月5日に再度口座振替を行います。更に口座振替ができず、当月19日までに支払いいただけない場合は、以降は現金での支払いのみとなります。なお、3ヶ月間支払いの確認ができない場合、債権回収会社等へ利用代金回収業務の委託を行う場合があります。

(灯油積立)

第14条 利用者は、毎月度利用者が定めた1,000円単位の一定額を積立てる灯油積立制度を利用することができます。

- 2 灯油代金は、自動的に灯油積立金より代金決済をおこないます。当月分の灯油利用代金が灯油積立金を超えた場合は、差額分を利用明細書(兼請求書)にて請求します。
- 3 灯油積立の金額の変更または中止することができます。問い合わせは生協コールセンターとします。
- 4 灯油積立を登録する利用者が、生協定款第11条1項に該当した場合は、生協が定める手続きにより、灯油積立金残高を利用者の出資金に振り替えて管理するものとします。

(利用停止及び利用再開)

第15条 前条による口座振替ができなかった場合、または前条第2項及び第3項による支払期限までに利用代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者が、前条第2項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。

- ① 灯油配達注文の受付、配達を中止します。
 - ② 利用者は期限の利益を喪失したのものとして、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
 - ③ 支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を送付します。
 - ④ 再請求事務手数料等の費用については、実費相当を申し受けます。
- 2 利用代金の支払いにより、商品利用を再開することができます。

(支払計画書および誓約書)

第16条 前条第3号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やかに(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。

- 3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行または、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

(連帯保証人)

第 17 条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第 18 条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第 14 条第 1 項に定める本来の支払予定日(法人利用者に関して、同条第 2 項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から 3 ヶ月以内とします。

- 2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。
- 3 生協は延滞者に対して、第 14 条および前項に定める費用のほか、第 13 条第 1 項および第 2 項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求する場合があります。

(延滞者の出資金に関する特則)

第 19 条 延滞者が組合員である場合、生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

第 20 条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 21 条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第 22 条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他灯油配達円滑な実施等、必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 電子メールの送信等の電磁的方法
- ② Web サイトへの掲示
- ③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

1 本約款は、2020 年 3 月 16 日より施行する。

- 2 この約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。